



人企第1984号
平成23年1月25日

大阪府特別職報酬等審議会会長 様

大阪府知事 橋下 徹

特別職の報酬及び給料の額等について（諮問）

大阪府議会議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料に関し、下記の事項について諮問します。

記

（諮問事項）

- ・大阪府議会議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料のあるべき水準について

（意見を求める事項）

- ・行政委員の報酬のあり方及びあるべき水準について
- ・知事等の退職手当のあり方及びその水準について

（その他、委員に意見を求める事項）

- ・今後の特別職の報酬等の決定の仕組み（審議会委員の選定方法を含む。）について

諮 問 理 由

1 特別職の給料及び報酬の額について

本府特別職の給料等の額については、これまでの大阪府特別職報酬等審議会における議論や答申において、職務と責任の度合い及び社会的地位、一般職の職員の給与改定の状況、他の地方公共団体の特別職の給料等の額との均衡、社会経済情勢の変化などを考慮しながら、適時適切に改定すべきものとの考え方が示されている。

また、平成16年の本審議会答申では、特別職の給料等の水準について、「本来は引き上げるべき要素があるにもかかわらず、諸般の情勢から据置きが適当」とされている。

その後も本府においては、社会経済情勢の変化を踏まえ、職員給与について給与構造改革による水準の引き下げを実施し、また、今般、財政構造改革プラン（案）に基づき、府民の理解と支持を得るとともに、職員のやる気を引き出すことを目的に、あるべき給与制度を目指した公務員制度改革を進めているところである。

このようなことから、本府特別職の給料等についても府民の理解と支持を得られるものとするために、大阪府議会議員の議員報酬並びに知事、副知事の給料のあるべき水準について、本審議会に諮問するものである。

2 行政委員の報酬について

行政委員の報酬のあり方については、他府県において、月額支給から日額支給に見直す動きがあり、また、様々な検討がなされているところである。本府においても、この間、行政委員の活動実績等の把握に努めてきたところであるが、その支給方法のあり方及びあるべき水準についても、本審議会の意見をいただきたい

3 知事等の退職手当について

知事等の退職手当のあり方やその水準について、平成16年に本審議会意見において、「必要に応じ適切に対応する必要がある」とされているが、一般職から特別職に就任した場合の退職手当のあり方や特別職に2期以上就任した場合の退職手当のあり方及び水準について本審議会の意見をいただきたい。

4 その他、委員に意見を求める事項について

本審議会は知事の附属機関として、府議会議員の議員報酬並びに知事等の給料の額について調査審議することとし、知事が各委員を委嘱している。これは、府民の目線に立てば知事等の給料を審議する委員を知事自らが選任していることとなっており、府民からの理解が得られにくい。

このようなことから、本審議会の委員選任のあり方を含め、特別職の給与決定の仕組み、システムについて、各委員の意見をいただきたい。